

リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を   と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

■ すべてのご契約者に負担していただく費用

① 積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型(コース)、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

②   契約日から2年間、積立金から保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型(コース)、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

① 解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 一時払保険料 × 以下の解約控除率

通貨	 米ドル建	 豪ドル建*	 円建			
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年
解約控除率	5.5%~0.0%	4.0%~0.0%	5.5%~0.0%	4.0%~0.0%	2.5%~0.0%	2.0%~0.0%

※ **認知症・介護コース** は「20年」のみとなります。

*   「死亡保障コース」において、目標値に到達し、円建の終身保険に移行後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

②   「死亡保障コース」において、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

* 上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③ 特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して **0.4%** (円貨で特約年金を受け取る場合は **最大0.35%**) を負担していただきます(2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

■   通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります(為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

* TTM(対顧客電信売買相場仲値)、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■   この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

商品付帯サービスについて



● 『健康』や『認知症・介護』に関する相談・予防・支援、『相続・税務・法務』に関する相談など、ご自身・家族が利用できるサービスです。

● サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする『保険証券』に同封のチラシにてご案内いたします。

* 本サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。



サービス内容の詳細は、第一フロンティア生命ホームページでもご覧いただけます。

ご検討、お申込みの際は、**「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」**などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



この保険商品のご検討の際は、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村証券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'22年4月版

登 B21F0283(2022.2.2) F6611-03 '22年3月作成 リ

[募集代理店]

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.1600/22.04

第一フロンティア終身保険 (円建/外貨建)

積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)

2022年4月版

商品パンフレット



*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



大切なご家族のために、
今あるご資産を活用できる2つのコース

死亡保障コース

資産をふやして
ご家族に“のこせます”

認知症・介護コース

資産をふやして
ご家族の負担に“そなえます”



2年経過以後、
死亡保険金額が指定通貨建て
一時払保険料より確実にふえます



のこされるご家族も安心

- お手持ちの資金より**ふやして**のこせる (指定通貨ベース)
- ふえた保険金で**相続税の納税資金**に活用 …など

- ⚠️ 認知症・介護に対する保障はありません。
- ⚠️ 円建は外貨建よりもふえない傾向があります。具体的には、「設計書」をご確認ください。

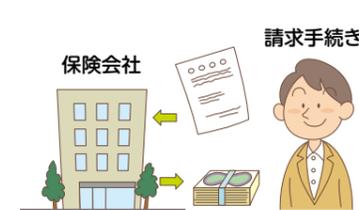
死亡保険金の活用 3つの相続準備ができます ▶P3

1 のこしたい人にのこせます



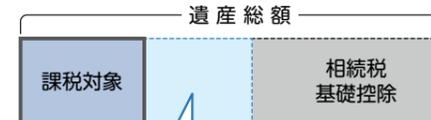
死亡保険金は受取人固有の財産となります

2 保険金はスムーズに現金化できます



保険金お支払い
当面の生活費や納税資金などの準備ができます

3 生命保険金の非課税枠を活用できます

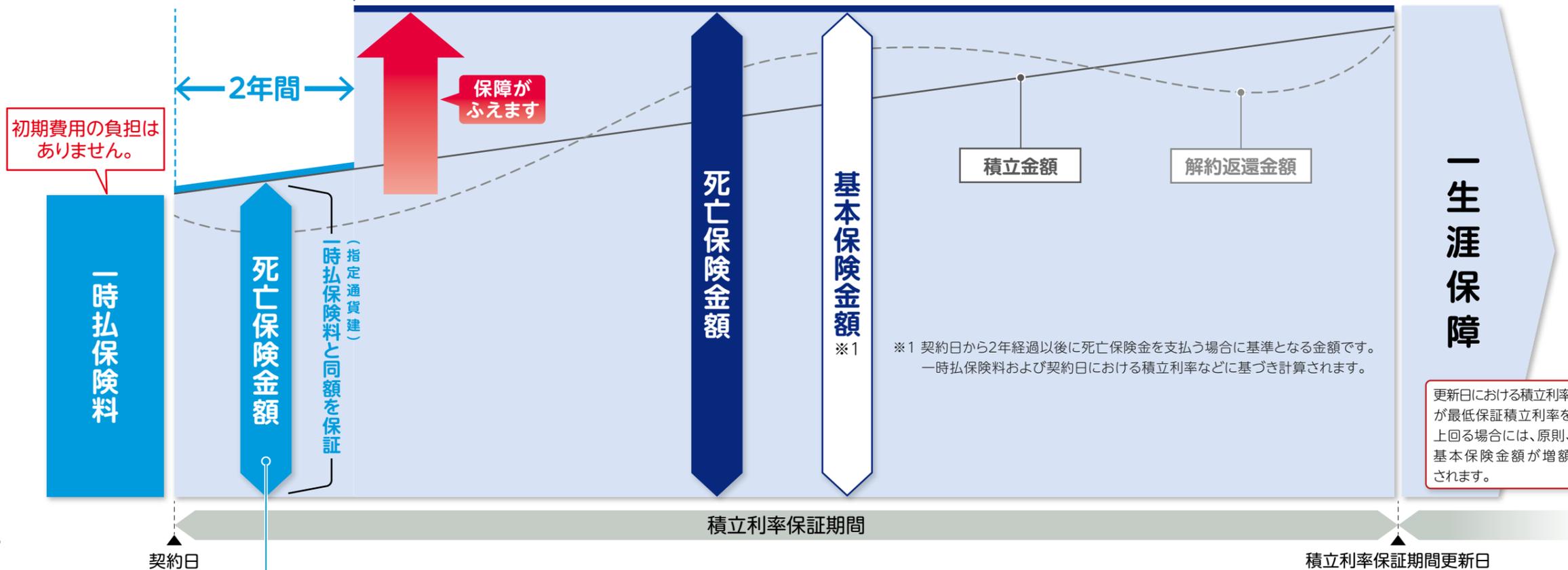


*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

しくみ図(イメージ)



ご加入時の告知は不要です



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

米ドル建・豪ドル建の場合でも…

契約日から2年間の死亡保険金額は、一時払保険料の円換算額※2を最低保証(死亡保険金は円貨でお支払いします)第一フロンティア生命に着金した日の当社所定の為替レート(TTM+50銭)で円換算した金額となります(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、同額)。

⚠️ 契約日から2年経過以後の死亡保険金額については、一時払保険料の円換算額の最低保証はありません。

〈積立利率保証期間〉指定通貨と契約年齢に応じて決まります。

指定通貨	🇺🇸 米ドル		🇦🇺 豪ドル		🇯🇵 円	
契約年齢	20歳~80歳	81歳~90歳	20歳~85歳	86歳~90歳	20歳~75歳	76歳~90歳
積立利率保証期間	30年	10年	20年	10年	30年	15年

⚠️ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶うら表紙

「ご自身のために」ふやして“つかえます”
 ~目標値に到達したら、自動的に運用成果を確保します~
 (「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合)

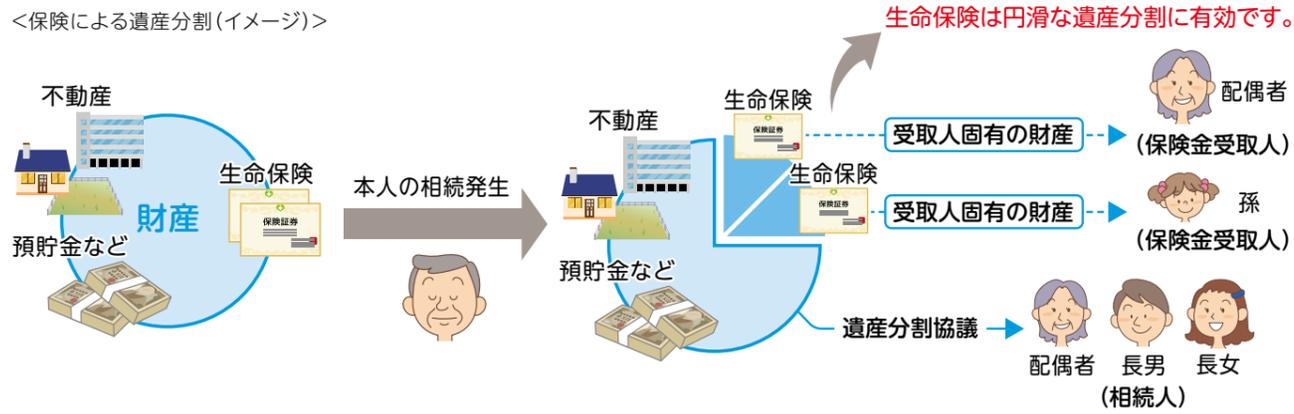
このコースではこんなこともできます

米ドル建 豪ドル建

① 遺産分割準備

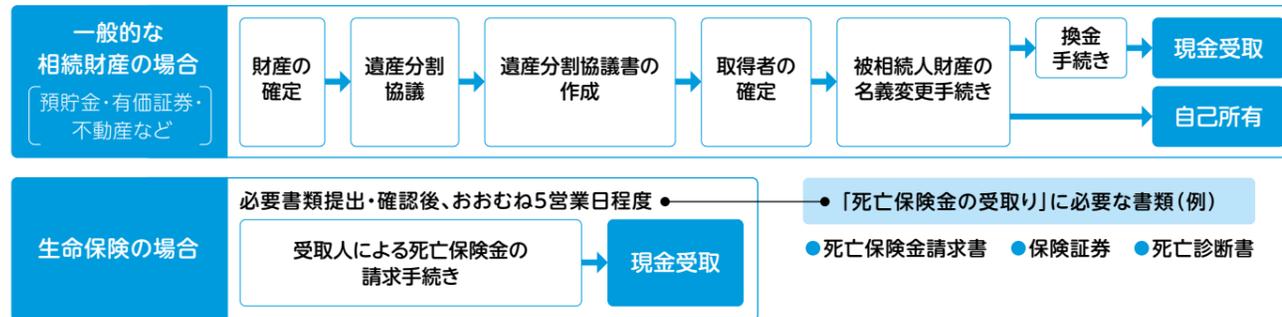
- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
- 死亡保険金は受取人の固有の財産となり、原則遺産分割協議の対象外となります。
 *相続人の間で著しい不公平が生じる場合、受取人の固有の財産とみなされない可能性があります。

<保険による遺産分割(イメージ)>



② 現金の準備

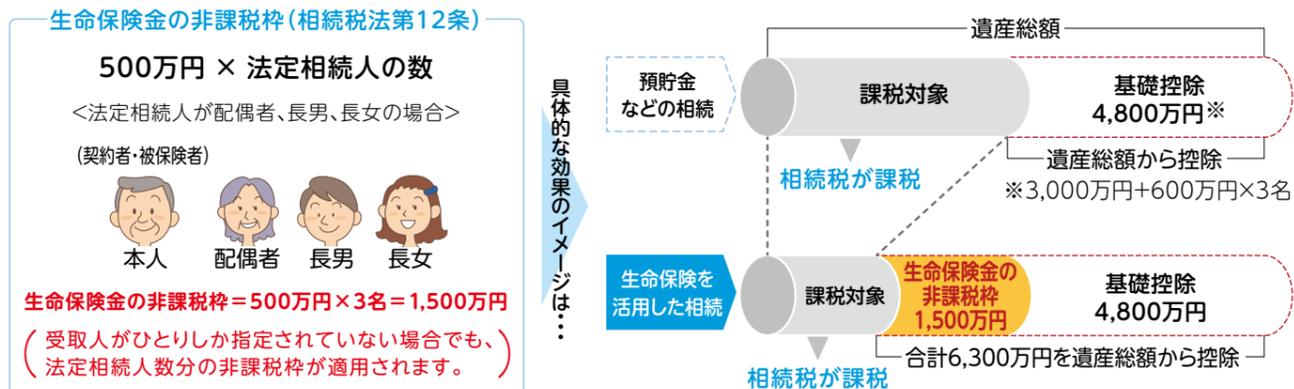
- あらかじめ指定された受取人が、現金ですみやかに受け取ることができますので、当面の生活費や納税資金などに備えることができます。



●死亡保険金の受取りには、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書・戸籍謄本、被相続人の(生まれてから亡くなるまでの)戸籍謄本などは原則必要ありません。

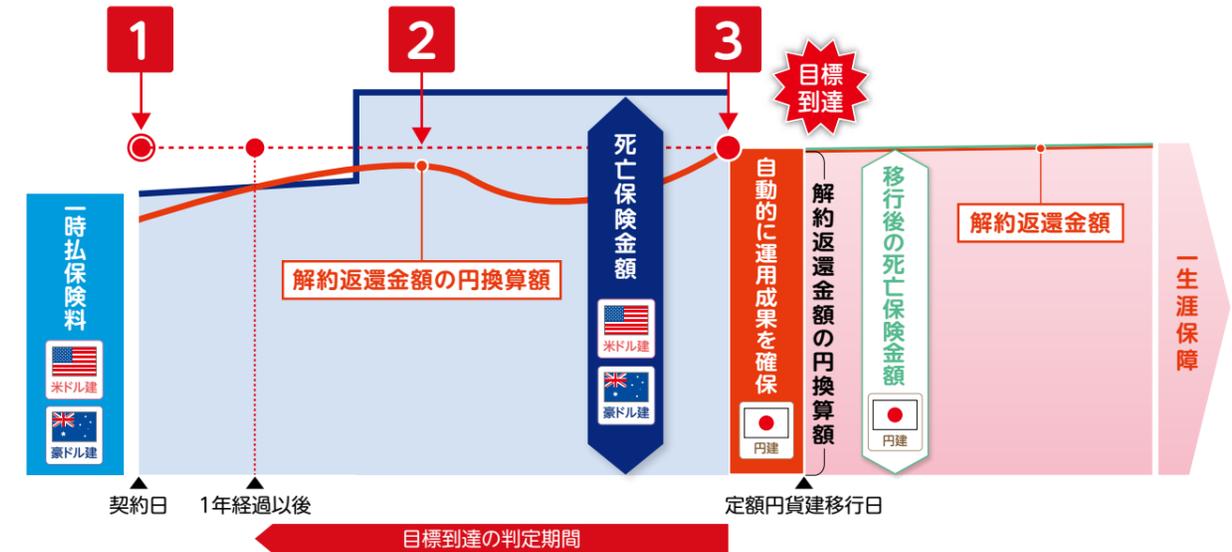
③ 相続財産の評価

- 生命保険の死亡保険金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できます。



*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

しくみ図(目標到達し、円建の終身保険へ移行した場合のイメージ)



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。

1 目標値の設定

円換算の目標値を設定します。

105% または 110% ~ 200% (10%きざみ)

例 円貨払込金額 1,000万円 × 目標値 120% = 目標金額 1,200万円

2 到達状況の判定

- 契約日から1年経過以後、第一フロンティア生命が **解約返還金額の円換算額** で判定します。
- 目標到達状況を毎営業日判定します。
- 目標到達状況は、**解約返還金額の円換算額** で判定します。
- 目標値は何度でも変更できます。
 *変更時は250%、300%も指定できます。

3 目標値の到達

自動的に円貨で運用成果を確保し、円建の終身保険に移行します。

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

- <移行後にできること>
- 円建の終身保険としてそのまま保有
 - 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
 - 終身保険にかえて、年金でのお受取り
- ご自身のために

*移行後は市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。

2年経過以後、
認知症・介護保険金額が指定通貨建て
一時払保険料より確実にふえます

⚠️ 円建は外貨建よりもふえない傾向があります。具体的には、「設計書」をご確認ください。



以下のいずれかで
お支払い **安心**
所定の認知症と診断確定
または
公的介護保険における
要介護1以上に認定

▶P7

認知症・介護保険金を受け取ることなく死亡された場合は、同額の死亡保険金を受け取れます

⚠️ 認知症・介護保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

認知症・介護保険金 ご請求とお受取り 原則**非課税**でお受け取りいただけます

いざという時、ご家族が
代わりに請求できます

(指定代理請求制度 ▶P8)

認知症の進行で、保険金の請求が
困難になった場合などに対応します



請求する意思が
伝えられなかったら…

預貯金はスムーズ
に引き出せる?

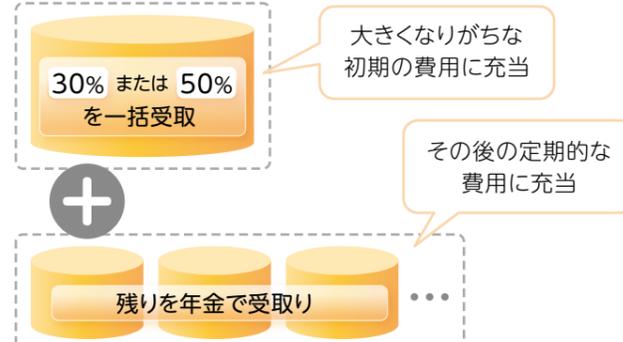
ご自身



ご家族
(指定代理請求人)

ニーズに合わせた
お受取りが可能です ▶P8

(はじめに多く受け取るイメージ)



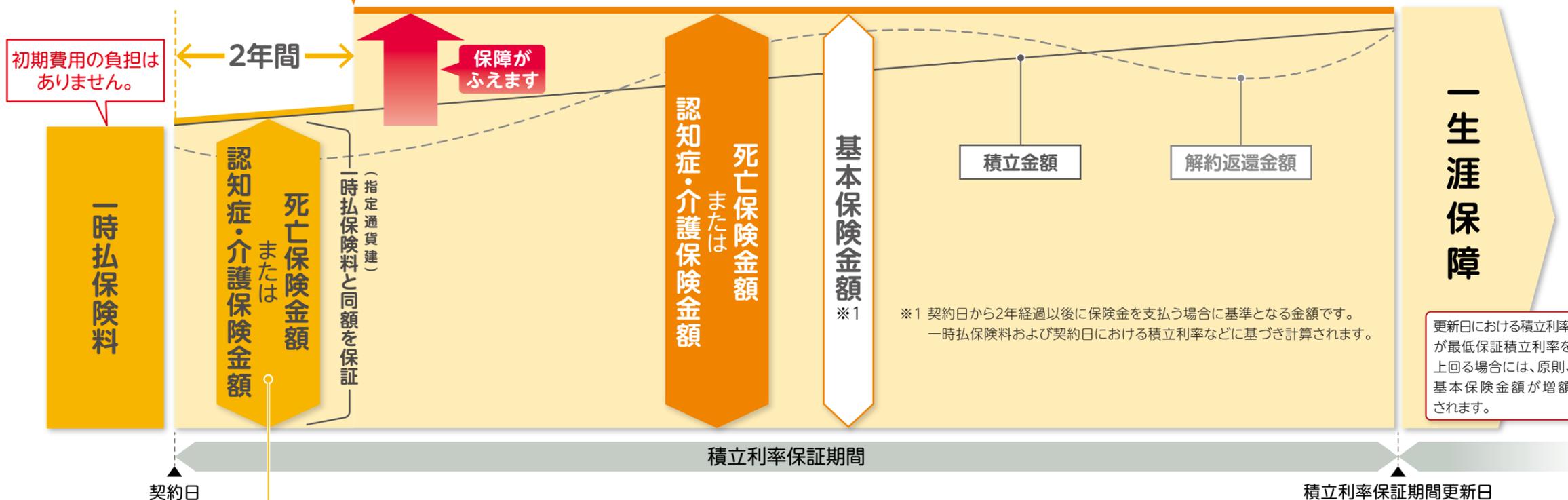
しくみ図(イメージ)

指定通貨

**3項目の告知で
お申込み
いただけます**

*告知内容の詳細は ▶P9 を必ずご確認ください。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の保険金額などを保証するものではありません。



米ドル建・豪ドル建の場合でも…
契約日から2年間の保険金額は、一時払保険料の円換算額^{※2}を最低保証(保険金は円貨でお支払いします)
第一フロンティア生命に着金した日の当社所定の為替レート(TTM+50銭)で円換算した金額となります(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、同額)。
⚠️ 契約日から2年経過以後の保険金額については、一時払保険料の円換算額の最低保証はありません。

〈積立利率保証期間〉指定通貨と契約年齢に応じて決まります。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
契約年齢	40歳~80歳	40歳~85歳	40歳~75歳 / 76歳~85歳
積立利率保証期間	30年	20年	30年 / 15年

⚠️ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶うら表紙

認知症・介護保険金について

保障の責任開始期以後、被保険者が「発病した疾病」または「発生した傷害」を原因として、
つぎの①または②に該当したとき、被保険者にお支払いします。

*くわしくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」5・6ページをお読みください。

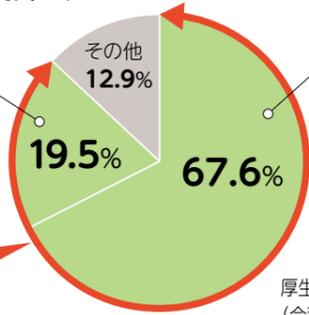
1 当社所定の認知症

A 認知機能検査および画像検査によって、医師により器質性認知症と診断されている

器質性認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

脳血管性認知症

脳梗塞などによって十分な血液が送られず、脳細胞が死んでしまう



この2種類で認知症全体の約9割を占める

アルツハイマー型認知症

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮がおこる



厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について(参考資料)」(令和元年6月)をもとに作成

B 器質性認知症を原因として、「意識障害のない状態※」において見当識障害がある状態に該当している

※対象を認知し、外からの刺激を受け取って反応できる状態(認知症による寝たきり状態などは該当することがあります)

見当識障害とは、「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなった場合をいいます。

具体的な事例

時間	場所	人物
季節または朝・真昼・夜の認識ができない ・何回も時間を聞く ・季節感のない服を着る ・自分の年齢がわからなくなる	今住んでいる家または場所の認識ができない ・近所でも道に迷う ・自宅の手洗場がわからない ・歩いて行けない場所にも歩いて行く	日頃接している人の認識ができない ・80歳の方が娘を「おば」と間違えて呼ぶ ・「亡き母が心配」と、実家まで帰る

または

2 公的介護保険制度における要介護1以上

生活の一部について部分的な介護を必要とする状態

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

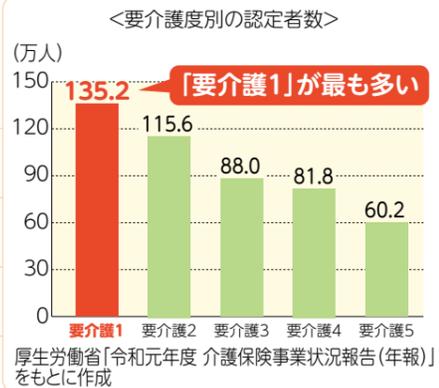
身の回りの世話は、部分的に何らかの介助が必要

食事や排せつはほとんど自分でできる

問題行動や理解の低下がみられることがある

比較的、軽度の状態で受け取れるのは安心だね

立ち上がりや歩行が不安定なことが多い



指定代理請求制度について



認知症により意思表示が困難に

いざという時、預貯金が引き出せない状況になるかもしれません



認知症・介護保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難と判断される場合や、ご自身が認知症であることの告知を受けていない場合は、指定代理請求人が本人に代わって請求することができます。

指定代理請求人が請求できるのは「認知症・介護保険金」のみであり、「死亡保険金」の請求や解約はできません。

指定代理請求人の指定

- 契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲から1人指定できます。
- ①被保険者の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族

滞りなく請求をいただくための準備として、お子さま世代を指定されることをお勧めします。

- 指定代理請求人を指定する場合、契約内容を指定代理請求人にお知らせします。

指定代理請求人による請求

- 被保険者の口座だけでなく、指定代理請求人の口座でもお受け取りいただけます。
*この場合でも、認知症・介護保険金の財産の帰属先は被保険者となります。
- 「一括受取」だけでなく、「年金受取」または「一括受取と年金受取の組合せ」でもお受け取りいただけます。
- 原則非課税でお受け取りいただけます。



この生命保険の制度を活用して、介護サービスを利用したい場合などにスムーズに預貯金が引き出せるようにしておくのも有効です

ご参考

Q 「認知症・介護保険金」の支払いを受け、その後、受取人である被保険者が死亡された場合で、その受けた保険金に未使用分がある場合の課税について教えてください。

A. 未使用分は被保険者の本来の相続財産として相続税の課税対象となります。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。なお、指定代理請求人の口座に振り込まれた場合についても同様です。申告手続き等の詳細は、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

認知症・介護保険金および死亡保険金の受取方法について

受取方法	内容
一括受取	保険金を一括で受け取れます。
年金受取*	決まった期間、確実に年金を受け取れます。 特約年金受取回数: 5回 ~ 40回 (5回きざみ)
一括受取 + 年金受取*	一括受取と年金受取を組み合わせることができます。 一括受取の割合 ① 認知症・介護保険金 × 30% または ② 認知症・介護保険金 × 50%

認知症・介護保険金のみ

契約日から2年経過以後に支払事由が発生した場合に限ります

「死亡給付金等の年金払特約」の付加が必要

当特約の付加は、支払事由発生前に限ります

*年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険金を一時金でお支払いします。

3項目の告知について

以下の①～③がすべて「いいえ」の場合、お申込みいただけます。

①	<p>今までに、認知症(軽度認知障害(MCI))を含みます)と医師に診断または疑いがあると指摘されたことがありますか。</p> <p>*認知症薬を処方されている場合も含みます。</p> <p>*疑いがあると医師に指摘され、診察・検査の結果、認知症(軽度認知障害(MCI))を含みます)ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。</p>														
②	<p>今までに、公的介護保険の要介護・要支援認定(40～64歳の第2号被保険者の特定疾病による認定を含みます)または、身体障害者手帳の交付を受けたことがありますか。あるいは、現在申請中(申請の準備中も含みます)ですか。</p>														
③	<p>過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。</p> <p>*診察・検査の結果、下記の病気でないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>がん</td> <td>悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。</td> </tr> <tr> <td>脳・神経・精神の病気</td> <td>アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症</td> </tr> <tr> <td>心臓の病気</td> <td>狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動</td> </tr> <tr> <td>肺・気管支の病気</td> <td>慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺炎腫、慢性気管支炎</td> </tr> <tr> <td>消化器の病気</td> <td>肝硬変</td> </tr> <tr> <td>腎臓の病気</td> <td>腎不全(腎透析を含みます)</td> </tr> <tr> <td>右記の病気</td> <td>糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症</td> </tr> </table>	がん	悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。	脳・神経・精神の病気	アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症	心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動	肺・気管支の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺炎腫、慢性気管支炎	消化器の病気	肝硬変	腎臓の病気	腎不全(腎透析を含みます)	右記の病気	糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症
がん	悪性新生物(がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫を含みます) *上皮内がんは除きます。														
脳・神経・精神の病気	アルツハイマー病、レビー小体病、ピック病、前頭側頭葉変性症、パーキンソン病・パーキンソン症候群、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳腫瘍、水頭症、アルコール依存症														
心臓の病気	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心筋症、先天性心臓病、心房細動、心房粗動														
肺・気管支の病気	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺炎腫、慢性気管支炎														
消化器の病気	肝硬変														
腎臓の病気	腎不全(腎透析を含みます)														
右記の病気	糖尿病 *インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限ります。 関節リウマチ、こうげん病、骨折を伴う骨粗しょう症														

Q&A *下記のQ&Aはあくまで一例です。

- Q1.** 告知書に記載の「診察」に健康診断、人間ドック、職場診断、がん検診は含まれますか？
A1. 含まれません。
- Q2.** 糖尿病の治療を受けている場合、該当しますか？
A2. 糖尿病であっても、インスリン治療を受けていない、または合併症(上段の告知項目③「右記の病気」をご参照ください)でなければ該当しません。
- Q3.** 腰痛のため整形外科に通院している場合、該当しますか？
A3. 腰痛は告知項目ではないので、該当しません。ただし、身体障害者手帳の交付を受けたことがある方、現在申請中(申請の準備中を含みます)の方は該当します。
- Q4.** 入院中の方を被保険者とする申込みはできますか？
A4. 告知項目ではありませんが、入院中または余命宣告を受けている被保険者の方のお申込みはお取り扱いできません。
 *申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

主要なお取扱いについて

一時払保険料 もしくは払込金額 *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできないコース・指定通貨があります。	最低	<table border="1"> <tr> <th>指定通貨で入金する場合</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td>20,000米ドル</td> <td>20,000豪ドル</td> <td>200万円</td> </tr> </table>	指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円		20,000米ドル	20,000豪ドル	200万円					
	指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円											
	20,000米ドル	20,000豪ドル	200万円												
<table border="1"> <tr> <th>「保険料円貨入金特約」を付加する場合</th> <th colspan="3">円</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">200万円</td> </tr> </table> *保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。	「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円				200万円			最高	<p>死亡保障コース 基本保険金額が9億円相当額(「認知症・介護コース」と通算)※</p> <p>認知症・介護コース 基本保険金額が3億円相当額(当コース単独)※ (適用される積立利率、年齢、および性別により一時払保険料の上限額は異なります。)</p> <p>※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。(2つのコースどちらの場合にも適用)</p>					
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円														
	200万円														
保険期間	終身														
契約年齢	<p>死亡保障コース 20歳～90歳 認知症・介護コース 40歳～85歳</p> <p>*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。</p>														
積立利率保証期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>米ドル建</th> <th>豪ドル建</th> <th>円建</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保障コース</td> <td>20歳～80歳:30年 81歳～90歳:10年</td> <td>20歳～85歳:20年 86歳～90歳:10年</td> <td>20歳～75歳:30年 76歳～90歳:15年</td> </tr> <tr> <td>認知症・介護コース</td> <td>40歳～80歳:30年 81歳～85歳:10年</td> <td>40歳～85歳:20年</td> <td>40歳～75歳:30年 76歳～85歳:15年</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 ※積立利率保証期間が30年の場合は81歳、20年の場合は86歳、15年の場合は91歳、10年の場合は96歳となります。</p>			コース	米ドル建	豪ドル建	円建	死亡保障コース	20歳～80歳:30年 81歳～90歳:10年	20歳～85歳:20年 86歳～90歳:10年	20歳～75歳:30年 76歳～90歳:15年	認知症・介護コース	40歳～80歳:30年 81歳～85歳:10年	40歳～85歳:20年	40歳～75歳:30年 76歳～85歳:15年
コース	米ドル建	豪ドル建	円建												
死亡保障コース	20歳～80歳:30年 81歳～90歳:10年	20歳～85歳:20年 86歳～90歳:10年	20歳～75歳:30年 76歳～90歳:15年												
認知症・介護コース	40歳～80歳:30年 81歳～85歳:10年	40歳～85歳:20年	40歳～75歳:30年 76歳～85歳:15年												
契約者	被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定														
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能)														
認知症・介護コース 認知症・介護保険金受取人	被保険者 *ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人がご契約者である場合には、ご契約者として。														
認知症・介護コース 指定代理請求人	契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て指定(指定範囲 P8) *認知症・介護保険金受取人が法人である場合は、代理請求はできません。														
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。														
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。														
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。													
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。													
契約者貸付	取り扱いません。														

税務のお取扱いについて、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

この冊子に記載の税務のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。